

平成29年度定期指導調査結果及び指導内容について

近畿厚生局
健康福祉課

1 指導調査数

平成29年度において、管内の管理栄養士・栄養士養成施設のうち、8施設8課程の指導調査を実施した。

2 指導調査重点項目

- (1) 教育内容に関する事項
- (2) 教員に関する事項
- (3) 学生又は生徒に関する事項
- (4) 授業に関する事項
- (5) 施設及び設備に関する事項
- (6) 関係法令に定める手続に関する事項
- (7) 財政に関する事項
- (8) その他に関する事項

3 調査事項、確認内容及び指導内容

- (1) 教育内容に関する事項 指導内容なし
- (2) 教員に関する事項

確認内容	専任の助手の数は、5人以上と規定されているが、4人しかいなかった。
指導内容	規定の数を満たすこと。
根拠規定	管理栄養士学校指定規則第2条第1項第4号

確認内容	食品と衛生を担当する教員について、教員の資格基準を満たしていないことが確認された。
指導内容	資格基準を満たす教員を配置すること。
根拠規定	栄養士法施行規則第9条第6号

確認内容	1 教員の 1 週間当たりの授業時間数が、18 時間を超過している教員が見受けられた。
指導内容	担当授業時間数が 18 時間を超過しないよう、速やかに担当科目を見直すなどの必要な改善を図ること。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第 6 の 1 2

確認内容	教員の出勤状況について、記録の不備が見受けられた。
指導内容	今後は確実に把握すること。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第 6 の 1 3

確認内容	一部の教員について、基準を満たすことを証明する書類が保管されていなかった。
指導内容	確実に保管すること。
根拠規定	栄養士法施行規則第 9 条第 6 号

確認内容	人体の構造と機能を担当する医師の教員について、医師免許証の写しが保管されていなかった。
指導内容	確実に保管すること。
根拠規定	栄養士法施行規則第 9 条第 7 号

(3) 学生又は生徒に関する事項 指導内容なし

(4) 授業に関する事項

確認内容	管理栄養士養成施設（栄養士養成施設）で用いている科目の名称が、管理栄養士学校指定規則（栄養士法施行規則）の教育内容に対応したものとして、学則に明示されていなかった。
指導内容	明示すること。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第 8 の 4

確認内容	栄養士履修証明書について、栄養士養成施設で用いている科目の名称が、栄養士法施行規則の教育内容に対応したものとして明示されていないかった。
指導内容	明示すること。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第8の4

(5) 施設及び設備に関する事項

確認内容	給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されていないかった。
指導内容	作業区域を明確に区別するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。
根拠規定	管理栄養士学校指定規則第2条第1項第9号（別表第2）

(6) 関係法令に定める手続に関する事項

確認内容	教育内容ごとの単位数若しくは履修方法の変更に関して、実際に養成施設において用いる科目の名称で主務大臣の承認を得ていないことが判明した。
指導内容	実際に養成施設において用いる科目の名称を反映した教育内容で速やかに申請を行い、主務大臣の承認を得ること。また、今後指定内容に変更があった場合においては、適正な手続を行うこと。
根拠規定	栄養士法施行令第12条第1項

(7) 財政に関する事項 指導内容なし

(8) その他に関する事項 指導内容なし